

協議第21号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
<p><u>2町村の農業委員会については、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第2項の規定を適用し、新町の農業委員会としてそれぞれ従前のおり存続する。ただし、平成20年7月に執行される農業委員会委員選挙期日までを目途に、統合にむけて両農業委員会において協議し、調整する。</u></p> <p>なお、1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとし、その定数については、新町において調整する。</p>	

「協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、<u>現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置する。</u></p> <p>1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。なお、その定数については、新町において調整する。</p>	<p>2町村の農業委員会については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第2項の規定を適用し、<u>新町の農業委員会としてそれぞれ従前のおり存続する。ただし、平成20年7月に執行される農業委員会委員選挙期日までを目途に、統合にむけて両農業委員会において協議し、調整する。</u></p> <p>なお、1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとし、<u>その定数については、新町において調整する。</u></p>

5

区分	現況		
	幕別町	忠類村	合計
農業委員現員数	選挙委員 13名 選任委員 7名 ア.農協推薦 3名 イ.共済推薦 1名 ウ.議会推薦 3名 合計 20名	選挙委員 10名 選任委員 4名 ア.農協推薦 1名 イ.共済推薦 1名 ウ.議会推薦 2名 合計 14名	選挙委員 23名 選任委員 11名 ア.農協推薦 4名 イ.共済推薦 2名 ウ.議会推薦 5名 合計 34名
任期	平成17年7月19日	平成17年7月19日	(2町村とも同一)
選挙区数	1選挙区	1選挙区	(2町村とも同一)
総会開催回数	12回/年	12回/年	(2町村とも同一)
区域面積	34,046ha	13,754ha	47,800ha
農地面積	14,668ha	4,149ha	18,817ha
農家戸数	636戸	116戸	752戸
選挙人名簿登録者数	1,964人	329人	2,293人

農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3～6 略

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

（二以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が二万四千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が七千ヘクタールを超える市町村とする。